

## 吉富町自転車ヘルメット着用推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、自転車ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入費用の一部を補助することにより、ヘルメットの着用促進を図り、交通事故防止及び事故被害軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、ヘルメットとは、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク
- (6) 前各号に類する認証等を受けたマークが付与されたもので、町長が認めるもの

### (補助の対象者)

第3条 補助金は予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) ヘルメットの購入日及び交付申請をする日において町内に住所を有する者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 吉富町暴力団排除条例（平成22年条例第3号）第2条に規定する暴力団員でない者又は第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、ヘルメット1個につき購入金額の2分の1に相当する額とし、上限2,000円とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、同一年度につき使用者1人に対し、ヘルメット1個かつ1回限りとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自転車ヘルメット着用推進補助金交付申請書（本人申請用）（別記様式第1号）を、ヘルメット購入後速やかに、当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、未成年の申請者について、その保護者が代わりに申請する場合は、自転車ヘルメット着用推進補助金交付申請書（保護者申請用）（別記様式第2号）を提出するものとする。

2 交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ヘルメットを購入した際の領収書等(購入日、購入店名、メーカー、品番(商品名)、購入金額の記載があるもの、ヘルメット全体と安全マークが付いた写真)。なお、紛失等により領収書等を添付することができない場合は、町長が別に定める取扱いとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認めるもの  
(補助金の請求)

第6条 補助金の申請者は、自転車ヘルメット着用推進補助金請求書(別記様式第3号)により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の交付申請の内容を審査し、交付することを決定したときは、第6条の請求に基づき補助金を交付し、交付しないことを決定したときは、自転車ヘルメット着用推進補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により通知し、あわせて自転車ヘルメット着用推進補助金請求書を返却するものとする。

2 前項の規定による交付の決定に際し、補助金等に係る予算執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付条件を満たしていないことが判明したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、町長の指示するところにより、取り消された補助の額を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施工し、令和5年3月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。